

BELS 表示項目の追加のお知らせ (住宅における ZEH 表示の拡充に伴う追加)

この度、平成 30 年 7 月 9 日より、住宅における ZEH 表示の拡充に伴う BELS 表示項目の追加が予定されております。評価書等の表示項目について**別添資料**の通りとされ、それに伴う申請書様式等の変更がございます。ご申請者様におきましては、別添資料及び、以下の Q&A をご参考に、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

BELS 表示項目の追加の概要

- ・「BELS 評価書」及び、「BELS 表示マーク」の表示項目の追加（ZEH 表示の拡充）
- ・上記に伴う「BELS に係る評価申請書」の改訂
- ・上記に伴う「BELS に係る評価物件 掲載承諾書」「設計内容説明書」「ZEH 計算書」の改訂

・7 月 9 日 BELS 表示項目の追加等についての Q&A

<p>【BELS 申請書について】 Q1. BELS 申請書の改訂については、移行措置はありますか？</p>	<p>A1. あります。申請書が改訂となりますが、平成 30 年 10 月までは現行の様式も利用可能です。ただし、この場合は「旧申請書追加様式」の添付が必要となります。なるべく、新様式の申請書をご活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新様式（エクセル）は 6 月末公開予定（旧申請書追加様式）を含む ・申請書作成ツール（戸建）^(※1) 更新版 6 月末公開予定
<p>【ZEH Oriented について】 Q2. 新設される「ZEH Oriented」について教えてください。</p>	<p>A2. ZEH Oriented の要求水準は、別添資料にてご確認ください。一戸建て住宅及び併用住宅の住戸においては、外皮基準、一次エネルギー消費量水準に加え、その他の要件として、「北側斜線の対象となる用途地域」又は「高度地区において高度斜線が設定されている地域」等であって、敷地面積が 85 ㎡未満である土地（住宅が平屋建ての場合を除く）である必要があります。また、当該要件に関する事項については、申請者からの自己申告による為（申請書へ当該適合についての申告記入により）、ERI の審査の対象外となります。なお、共同住宅や長屋の住戸でも ZEH Oriented の表示を行うことができますが、上記のその他の要件の適用はありません。</p>
<p>【ZEH+ について】 Q3. ZEH+（ゼッチ・プラス）の表示をすることは可能ですか？</p>	<p>A3. BELS 制度では ZEH+ の表示を行うことはできません。ZEH+ とは、『ZEH+』、Nearly ZEH+ として分類定義されているもの^(※2) となります。</p>
<p>【ZEH-M の計算方法について】 Q4. 新設される ZEH-M を表示されるためには、どのような計算が必要になりますか？</p>	<p>A4. 住棟（共同住宅や長屋の全体等）で、要求水準を満足する必要があります。一次エネについては、各住戸と共用部それぞれの計算書の数値を集計して計算を行います。ERI ではこれらを容易に行うことができる「ZEH-M 計算書」（6 月末公開予定）を準備していますので、ご活用ください。</p>
<p>【補助金要件との違いについて】 Q5. 所定の性能を満たし、BELS 制度において目的の ZEH に関する表示が叶った場合、必ず補助金の要件を満たしていると考えて良いでしょうか？</p>	<p>A5. 必ずとは言いきれません。BELS 制度と補助金制度において、要求される内容が異なることがあります。例えば ZEH-M においては、補助金上、目指すべき水準として階数の制限が課せられています。BELS 制度においては、階数は不問です。補助金の詳細については、補助金事務局へ直接お問い合わせください。</p>
<p>【既に BELS を取得した物件について】 Q6. 過去に BELS を取得している物件について、新設される表示をしたい場合は、どうすればよいでしょうか？</p>	<p>A6. 一度評価書の交付を受けた物件においても、新設される表示を希望する場合は、新規物件として BELS の申請を行ってください。</p>
<p>【Q&A について】 Q7. BELS 制度に関する Q&A はありますか？</p>	<p>A7. BELS 制度を定めている、(一社)住宅性能評価・表示協会の HP (https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html) にて、Q&A が公開されています。</p>

(※1) 申請書作成ツールとは、日本 ERI が開発した、BELS 申請書等を作成していただけるツールのことです。建築確認、性能評価等の申請ツールと併せることで、情報の共有もとれるようになっており、入力手間の省力化も図れる優れものです。<http://www.j-eri.co.jp/> 内、『ERI 倶楽部』よりダウンロード可能です。

(※2) 「ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（平成 30 年 5 月）に規定される ZEH 判断基準（定量的な定義）